市有地分譲地売却促進・定住促進事業奨励金

市有地分譲地（仁田住宅団地 19 区画、安中地区 1 区画）を対象に「①購入した人」、「②家を建てた人」、「③家を建て移住した人」に対し、次のとおり奨励金を交付します。

種　類	①市有地分譲地売却促進事業奨励金	定住促進事業奨励金	
		②新　築	③若年世帯移住
対象者	分譲地を購入した人（法人を含む）	本人または親族が購入した分譲地の売買契約日から、３年以内に住居を新築して住民登録をした人	①および②に該当する個人で、県外から初めて本市に移住した、配偶者および小学生以下の同居家族がいる 40 歳以下の人
奨励金	土地購入代金の 10%（1000 円未満切捨）	次のうち少ない額 ・住宅建築契約額のうち、本人が負担した額の 10%（1000 円未満切捨） ・50 万円（市内事業者施工の場合）または 30 万円（市外事業者施工の場合）	①の金額を定住の翌年度から最長９年間 ※土地購入代金のうち本人が負担した額を上限 ※最長９年間受けると、①の奨励金と合わせて、土地購入代相当になります ※該当者が複数の場合は抽選

▶**申込方法**　契約管財課に備え付けの申請書類に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、契約管財課財産管理班に提出してください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます

▶**問い合わせ先**　契約管財課

８月１日は「水の日」

８月１日は「水の日」、この日から１週間は「水の週間」です。

▶しまばらと水

本市は、古くから「水の都」と呼ばれ、いたるところから水が湧き出ています。昭和 60 年に環境庁から「名水百選」に選定され、平成７年には国土庁から「水の郷（さと）」に認定されています。

▶地下水保全に協力してください

「島原市地下水保全要綱」を制定し、地下水の保全に取り組んでいます。限りある自然の恵みとして後世に引き継いでいくために、ボーリングなどで地下水を採取する人は、次のことに協力してください。

○現在、地下水を採取している人

・利用しない地下水の放流停止
・必要最小限度の水の採取

○今からボーリングなどを設置する人

・地下水採取の現況把握のため　「地下水採取計画書」などの届け出をしてください

▶井戸水を飲用している人

井戸水は常に同じ状態ではなく、気象や環境によって影響を受け、水質が変化する場合があります。

飲み水として利用する場合は次のことに気を付けましょう。

・年に１回水質検査を受ける
・井戸の周りを点検する
・味や色が変わったなどおかしいと思ったら、すぐに保健所などに連絡する

※飲み水は、安全な市の水道の利用をお勧めします

▶**問い合わせ先**　環境課